

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

收受印

令和 年 月 日	届出者	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 名称(屋号)	
		法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。
		(フリガナ) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名	
		(フリガナ) 代表者住所 (法人の場合)	(電話番号 - -)
_____ 税務署長殿			
下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。			
①	適用開始中間申告対象期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
②	①の中間申告対象期間を含む課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
③	②の直前の課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	④ ③の課税期間における確定消費税額 円
⑤	月数按分 (④×6/③の月数)	円	
参考事項		税理士署名	(電話番号 - -)

※税務署処理欄	整理番号		部門番号		番号確認		通信日付印	確認
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日		

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

任意の中間申告書を提出する旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、直前の課税期間の確定消費税額を当該直前の課税期間の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が24万円以下であることにより、その六月中間申告対象期間につき六月中間申告書の提出を要しない事業者が、任意に六月中間申告書を提出しようとする場合に提出するものです（法42⑧⑨）。

- (注) 1 「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日まで確定した消費税額をいいます。消費税と地方消費税を合わせた額ではありません。
- 2 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とします（法42⑩）。
- 3 「六月中間対象期間」とは、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては6月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除きます。）開始の日以後6月の期間をいいます（法42⑥）。
- 4 任意に六月中間申告書を提出することをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書（第26-（3）号様式）」を提出する必要があります（法42⑨）。

2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日以後その末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間について生じます。

したがって、任意に六月中間申告書を提出しようとする六月中間申告対象期間の末日までに、この届出書を提出する必要があります。

- (注) この届出書を提出した後、任意の六月中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」をその六月中間申告対象期間の末日に提出したものとみなされます（法42⑪）。

3 記載要領

- (1) 元号は、該当する箇所に○を付します。
- (2) 「適用開始中間申告対象期間」欄には、任意に六月中間申告書を提出しようとする六月中間申告対象期間の初日及び末日を記載します。
- (3) 「①の中間申告対象期間を含む課税期間」欄には、「適用開始中間申告対象期間」欄の六月中間申告対象期間を含む課税期間の初日及び末日を記載します。
- (4) 「②の直前の課税期間」欄には、「①の中間申告対象期間を含む課税期間」欄の直前の課税期間の初日及び末日を記載します。
- (5) 「③の課税期間における確定消費税額」欄には、「②の直前の課税期間」欄に記載した課税期間の確定消費税額を記載します。
なお、「②の直前の課税期間」欄に記載した課税期間の消費税額が確定していない場合には、この欄の記載は不要です。
- (6) 「月数按分（④×6／③の月数）」欄には、「③の課税期間における確定消費税額」欄に記載した確定消費税額を「②の直前の課税期間」欄の月数で除し、これに6を乗じた金額を記載します。
なお、「②の直前の課税期間」欄に記載した課税期間の消費税額が確定していない場合には、この欄の記載は不要です。
- (7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (8) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。